

道 路 交 通 法 一 部 改 正

冒頭から私事で恐縮ですが、最近、朝晩の冷え込みを感じると季節の変わり目を認識するのですが、気が付くともう11月なんですね。ついこの間まで大量の汗をかいていた程、暑かったように思えたのですが…。みなさんも気候の変化には十分に気を配って頂いて日々の仕事を頑張ってください。さて、11月に入り私達の仕事に直接関係する法律の改正がなされました。みなさんご存知の事と思いますが「道路交通法」が一部変わりました。中には関係無いと思われる方もいるかもしれませんが、道を歩くだけでも危険があります。ただ事ではないのです。その中でも今回は携帯電話の運転中の使用について再認識して頂こうと思います。

改正前は

自動車や原動機付自転車の走行中の携帯電話等の使用等は禁止されていますが、罰則の対象となるのは、走行中の携帯電話等の使用により、「道路における交通の危険を生じさせた」場合に限られていました。



改正後は

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話等を手で保持して通話したり、メールの送受信等のためにディスプレイ画面を手で保持して注視した場合、道路における交通の危険を生じさせなくても罰則の対象となります。

対策としてハンズフリー装置を併用して携帯電話等を使用することも禁止されるのが、警察側の見解としては、「一般にハンズフリー装置を併用している携帯電話については、送信マイクと受信スピーカーの両方を手で保持した状態で携帯電話を使用する必要がないことから、規制の対象とはならないものと考えています。警察としては、携帯電話等の使用による交通事故を防止するためには、自動車等の運転をする際には携帯電話の電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにすることが望ましいと考えておりますので、御理解と御協力の程よろしくお願ひします。」と言う事で「うちのかいしゃ」で業務上の運転中の携帯電話等の使用は原則禁止とします。違反点数1点と普通車の反則金6千円払うよりもみなさんの安全を守っていきましょう。

“コ ー ヒ ー ブ レ イ ク !”

今回は「タクシー運転手の感動話」を紹介します。ある日、ベテラン乗務員のタクシーに乗った。乗務歴40年だという。「40年間で一番思い出に残ることは？」と尋ねたら、長々とこんな話をしてくれた。

昭和30年代のこと。激しい雨が降る夜だった。時刻は深夜に近く、おんぼろアパートの前で、必死に手を挙げている男性の姿が目に入った。傘も差していない。前のタクシーは無視して、都心を目指して走り過ぎて行く。車を止めたら、二十歳そこそこの青年だった。青年は必死の形相で「嫁さんが急に陣痛を始めた。今にも生まれそうだ。なんとか埼玉の病院まで連れて行ってくれ」と訴える。仕方がなしに、狭い階段を二人で、苦痛にゆがむ奥さんを抱えおろして車に乗せた。「後にも先にも、あんなに一生懸命走った事は無いね。生まれる前の羊水の臭いまでするんだから、あわてたね。埼玉の病院に横付けして、看護師さんに妊婦を渡した時はホッとして力が抜けたね。でも、あの時の若い旦那の嬉しそうな顔を一生忘れないね。後から考えれば、救急車を呼べば良かったんだろうが、あの旦那の顔みたら、それどころじゃなかったね。」まるで、昨夜そのことが起きたかのように、初老の乗務員は興奮して喋ってくれた。そして最後に一言付け加えた。

あれ以来、私は乗車拒否をしたことがないね。 忙しい時こそ、こんな話を“コーヒーブレイク”に

赤羽のKさんより頂戴しました。